

令和3年度 第3回 銚子市国民健康保険事業の運営に関する協議会 会議録

- 1 日 時 令和3年12月23日（木） 午後6時～午後7時30分
- 2 場 所 銚子市役所3階庁議室
- 3 出席者
 - (1) 委 員
飯田 理委員、柏熊 聖子委員、佐久間 啓子委員、大野 慶周委員、
間山 春樹委員、高田 恵一郎委員、宮内 智之委員、鷺山 隆志委員、
佐野 久子委員、野口 光男委員、植村 貴委員
(欠席委員) 加瀬 喜代子委員、安藤 正委員
 - (2) 事務局
越川市長、林市民課長、小保方保険年金室長、岩船主査、内匠主査、渡邊主査
- 4 傍聴者 あり 1名
- 5 会議次第
 - (1) 開会
 - (2) 市長あいさつ
 - (3) 議事
銚子市国民健康保険条例の改正について
 - (4) 閉会
- 6 会議概要

事務局 (渡邊主査)	<p>本日は、年末のお忙しいところ、ご出席いただきありがとうございます。 開会前に、委員の皆様には携帯電話の電源をお切りになるか、マナーモードに設定していただくようお願いいたします。</p> <p>はじめに、本日の会議資料の確認をさせていただきます。</p> <p>まず、会議次第、次に資料1から資料7、資料7については、3枚ありまして、7の1から7の3までございます。</p> <p>資料が不足している方はいらっしゃいますでしょうか。</p> <p>それでは、ここで、表彰の報告をいたします。</p> <p>鷺山会長におかれましては、運営協議会委員としての長年の功績が評価され、千葉県国民健康保険団体連合会の理事長から表彰されました。</p> <p>このたび、感謝状と記念品が届きましたので、本日の会議に先立ちまして、伝達式を行いたいと思います。</p> <p style="text-align: center;">【 伝 達 式 】</p> <p>ただいまから、令和3年度第3回国民健康保険事業の運営に関する協議会を開催いたします。</p> <p>なお、本日は、加瀬委員、安藤委員から、所用のため欠席とのご連絡をいただいております、本日の出席委員は11名です。</p> <p>銚子市国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第6条第1項の規定、過半数の出席により、本日の会議は成立しましたことをご報告いたします。</p>
---------------	---

	<p>す。</p> <p>また、本日の会議は、これまでと同様に会議録を作成し、市のホームページで公表しますので、ご了承願います。</p> <p>続きまして、前回、お話ししましたが、本日の協議会で、銚子市国民健康保険条例の改正について、諮問をさせていただきます。</p> <p>これは、銚子市国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第4条第1項の規定により、協議会は、国民健康保険事業の運営に関する事項について、市長の諮問に応じ審議し、必要あるときは、市長に建議することになっていることから、諮問させていただくものです。</p> <p>それでは、市長から諮問書を提出いたします。</p> <p style="text-align: center;">【 諮 問 書 の 提 出 】</p> <p>次に、市長からごあいさつを申し上げます。</p>
越川市長	<p>それでは、ごあいさつを申し上げます。本日は、大変お忙しい中、また、夜分にもかかわらず、委員の皆様には、国保運営協議会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>まずは、会議に先立ちまして、先ほど、鷲山隆志会長に千葉県国民健康保険団体連合会の理事長感謝状と記念品を伝達させていただきました。心からお祝いを申し上げますとともに、本当に長年にわたり、ご尽力に感謝を申し上げます、ありがとうございます。</p> <p>そして、ただいま、銚子市国民健康保険条例の改正について諮問をさせていただきました。大きな改正の柱といたしましては、前回、11月の協議会でもご議論をいただきましたけれども、長年の懸案でありました医療給付費分の資産割を廃止すること、また、介護納付金分の改定を実施しようとするものでありまして、全体の保険料としては、マイナスの改定案となります。しかし、資産割の廃止によって、保険料が下がる、減額となる被保険者がある一方で、介護納付金を納める40歳から64歳までの被保険者の一定の方が増額となるという影響があります。</p> <p>また、40歳から64歳までの被保険者の介護納付金分の増額幅を抑えるために、先ほど、諮問書の補足で述べさせていただきましたとおり、累積赤字にあたる繰上充用、今年度末で、約1,500万円と見込まれておりますけれども、この1,500万円については、市の一般会計からの法定外繰入れで対応し、増額の幅を抑えたいと考えております。</p> <p>今後のスケジュールといたしましては、12月27日から来年の1月18日まで、パブリックコメントを実施し、2月の中旬に予定しております、第4回の協議会で保険料率の見直しについて答申をいただくこととなります。そして、3月の銚子市議会定例会に料率の見直しを内容とした条例の改正議案を提出する予定であります。</p> <p>本日は、皆様の忌憚のないご意見をお願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p>

(渡邊主査)	<p>委員の皆様には、先ほど、会長にお渡しした諮問書の写しを配付させていただきます。</p> <p>【 諮問書の写しの配付 】</p> <p>なお、越川市長におかれましては、所用のため、ここで退席させていただきますので、ご了承ください。</p> <p>【 市 長 退 席 】</p> <p>それでは、銚子市国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第3条第5項の規定により、会長が議長となることとなっておりますので、鷺山会長からごあいさつと開会宣言をお願いいたします。</p>
鷺山会長	<p>委員の皆様には、夕方の大変お忙しい時間帯にもかかわらず、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>前回の会議で、事務局から保険料率見直しの必要性について説明がありましたが、先ほど、あらためて国民健康保険料率の改定を内容とした銚子市国民健康保険条例の改正について諮問を受けたところです。</p> <p>この諮問につきましては、ただいま市長のごあいさつにもありましたとおり、次回の会議で答申をする予定でございます。</p> <p>委員の皆様には、保険料率改定の重要案件でございますので、慎重かつ適正な審議をお願いいたします。</p> <p>本日、事務局からの議題は、先ほど諮問されたとおり、銚子市国民健康保険条例の改正についての議題1件です。</p> <p>それでは、ただいまから、銚子市国民健康保険事業の運営に関する協議会を開催いたします。</p> <p>議事に入る前に、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、佐久間委員と高田委員をお願いいたします。</p> <p>また、当協議会の傍聴を希望する方がおりますので、他の協議会の例に倣いまして傍聴を許可してよろしいでしょうか。</p>
各委員	異議なし
鷺山会長	<p>それでは傍聴人を入室させてください。</p> <p>傍聴人に申し上げます。会議の妨害となるような発言を行った場合には退場を命ずることがありますので、あらかじめ申し上げておきます。</p> <p>また、写真・録音については、ご遠慮願います。</p> <p>なお、携帯電話は、あらかじめ電源を切るなどして会議の妨害とならないようお願いいたします。</p> <p>それでは、ただ今から議事に入らせていただきます。</p> <p>議題 銚子市国民健康保険条例の改正について、事務局の説明を求めます。</p>
林課長	<p>それでは、私の方からは、概略と今後のスケジュール、協議会委員の皆様へのごあいさつも含めて、説明させていただきます。</p>

	<p>まず、先ほどの諮問ですけれども、諮問というものは、現在における市の考え方をお示しし、皆様のご意見をいただきたいというものであって、決定事項ではありません。答申をいただくにあたり、皆さんで検討してくださいという趣旨で提案するものをご理解いただきたいと思います。</p> <p>次に、今後のスケジュールについて申し上げます。このあと保険年金室長からご説明しますが、銚子市国民健康保険の保険料率見直しについての資料一式は、パブリックコメントに出して、被保険者はじめ市民の皆様のご意見を公募するものです。この日程は、12月27日付けで市ホームページに掲載するほか、令和4年1月1日号の広報ちょうしにも記事を掲載します。ご意見の受付期間は、令和3年12月27日から翌年1月18日まで、資料閲覧場所は、市ホームページ掲載のほか、市民課保険年金室、公正図書館、市民センター、豊里・豊岡出張所に資料を設置いたします。</p> <p>ご意見をいただく対象の方は、市内に在住の人、ご意見の提出方法については、閲覧場所に備え付ける様式、これは市ホームページからもダウンロードが可能ですけれども、こちらに必要事項を記入しメールか郵送、FAX、直接保険年金室へ提出でも結構です。</p> <p>また、年明けの1月31日には、県から確定係数に基づく国保事業費納付金等の算定結果が発出される予定になっております。</p> <p>それを受けて、パブリックコメントをはじめ、いただいたご意見を集約し、必要に応じて修正原案を調整させていただいた後で、市長・副市長と協議を実施してまいります。</p> <p>こういった経緯は、令和4年2月14日に第4回運営協議会の開催をお願いし、その際ご報告します。委員の皆様には、ご審議をいただいた上で答申をお願いしたいと思います。</p> <p>なお、担当課の市民課保険年金室にあつては、3月市議会での条例改正案提案にむけて、準備を進めてまいります。</p> <p>少々タイトなスケジュールとなることが予想されますが、運営協議会の皆様のご協力を切にお願いするものです。</p> <p>続いて、保険年金室長から保険料率見直し案について、説明いたします。</p>
小保方室長	<p>最初に、先ほど市長から諮問させていただきました保険料率の改定に係る銚子市国民健康保険条例の一部改正についての別紙、2枚目をご覧ください。</p> <p>令和3年度末で国保事業特別会計の累積赤字を解消するため、3月市議会定例会に提案する補正予算に、一般会計からの法定外繰入れを計上する予定です。</p> <p>これにより、令和4年度の保険料率は、赤字解消に必要な財源を考慮せずに定められることとなります。</p> <p>なお、補正予算は、議会の審議を経て議決されるため、あくまで予定ではありますが、令和3年度で累積赤字が解消するものとして、諮問書の保険料率を決定しています。</p> <p>次に、資料2をご覧ください。</p> <p>事前配付させていただいた資料ですので、簡潔に説明させていただきます。</p>

す。

前回お示しした資料に今回、県から示された令和4年度の仮の標準保険料率と納付金を加えたものです。

一番下の段をご覧ください。令和4年度分は、令和3年度と比較して、全体では保険料率は下がっていますが、一番右列の1人あたりの納付金額は増加しており、特に医療分の増加が大きくなっています。

一方、現在不足しており、引き上げを予定している介護分は、令和3年度に比べると減少しましたが、令和2年度に比べると依然高い水準となっています。

医療分・後期分で、所得割の保険料率が下がったにも関わらず、1人あたりの納付金が増加した要因は、令和3年度の保険料率は令和元年所得を、令和4年度の保険料率は令和2年所得をもとに、それぞれ試算しているため、年度間の所得金額の差により生じたものです。

次に、資料3をご覧ください。

前回、令和4年度の1人あたり保険料必要額を令和3年度と同額として試算した表を、今回示された標準保険料率と必要保険料額に置き換えて再度試算しました。

試算条件①で計算した1番上の段は、県が示す保険料必要額で、総額はおよそ18億1,800万円となりました。

試算条件②で計算した3つのうち、中段と下段は、前回と同様の料率、資産割廃止と介護分の見直しで再度試算したものです。

これらを比較しますと、医療分の1人あたり保険料額は増えたものの、後期分を含めた医療等分では必要額を確保できていること、①の試算では、介護分のほぼ全額を確保できる見込みとなり、保険料総額では、約1,600万円の余裕が生じる見込みです。

②の試算は、介護分は約770万円の不足が見込まれるものの、総額では、約830万円の余裕が生じる結果となりました。

これらを踏まえ、市として、介護分の必要額は介護分で賦課することを原則としながらも、急激な引き上げには一定の抑制策も必要と考え、今回は②の保険料率を採用し、医療分の資産割は現行20%を廃止、介護分の均等割は現行14,000円を20,000円に6,000円引き上げ、所得割は現行1.8%を2.5%に0.7%引き上げ諮問いたしました。

委員の皆様からは介護分の必要額はきちんと介護分で賦課すべきといったご意見と、急激な増加は好ましくない、一定程度引き上げ幅を抑制できないかといった両方のご意見が寄せられましたが、市としては、今後の定期的な見直しを前提に、今回は、介護の引き上げ幅を抑制し、次回改定時にもう一段階の引き上げを行いたいこと、また、後期分の応能応益の割合が基準の50:50から乖離しているとのことご指摘もございましたが、こちらも、次回改定時に見直しを行うこととし、今回は、最低限の見直しにとどめたいと考えています。

これらの方針に沿って資料1に保険料率見直しについてのパブリックコメント案を作成しました。

	<p>パブリックコメントの構成は、1が国民健康保険料の構成や、納付金の趣旨、高齢者医療制度や介護保険制度の概要で、制度の仕組みなどを参照いただけるよう資料の4から6を添付しました。</p> <p>2は銚子市の保険料の仕組みと現状として、これまでの累積赤字の状況、現在の保険料が区分ごとの適正化が図れていない状況の説明です。</p> <p>3は保険料率見直しの目的で、1つ目の資産割の廃止は廃止の理由として、県内で1市のみであること、固定資産税の二重課税ではないかとの批判が多いこと、低所得世帯であっても、住家、持ち家のように利益を生まない資産であっても、保険料が賦課されること、同じ資産であっても市外の資産は賦課対象とならないなど、不公平感が否めないことが挙げられます。</p> <p>2つめの介護納付金の引き上げは、納付金の増加に対し、保険料が不足しており、引き上げが必要となることの説明です。</p> <p>委員の皆様からのご意見にもありましたが、この2つの見直し、資産割の廃止と介護納付金の引き上げは、資産割の廃止に伴う保険料の減少分を介護分の引き上げで賄おうということではなく、それぞれの理由により改正が必要であることを示し、それぞれ見直しをした結果として、保険料総額が確保されることをご理解いただきたいところです。</p> <p>4は保険料率見直しの改定内容で、本日諮問させていただいた保険料率で作成しています。</p> <p>また、資料3の保険料試算結果により、現行保険料率よりわずかながら、総額では減少するものの、必要額は確保できる旨を説明し、更に5ページに参考として、改定により影響を受ける被保険者の属性を示し、資料7で、モデルケースでの1人あたり、世帯当たりの影響額試算を一覧表で確認いただけるようにしました。</p> <p>今後のスケジュールは、先ほど市長、市民課長からご説明しましたとおり、本日、保険料率改定内容についてのご意見をいただき、来週からのパブリックコメントで寄せられる市民の意見などを踏まえ、2月に開催する第4回の協議会で答申をいただきます。</p> <p>答申については、会長・副会長を中心に委員の皆様のご意見を取りまとめでいただく形となりますので、ご協力をお願いいたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>鷺山会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、今の事務局からの説明を受け、委員の皆様から何かご意見はございませんでしょうか。</p> <p>どなたか、ご意見などがある方は、発言をお願いします。</p>
<p>柏熊委員</p>	<p>年間6,000円上がるということですがけれども、先ほどの資料を見ると、この12月27日から1月18日にパブリックコメントを実施することについて、広報ちょうしと市ホームページで周知するとのことでしたが、介護納付金の対象となる40歳から64歳の方が、この期間中に、それを見られるのかというのが、すごく心配です。周知されていないのに、保険料が上がってしまうということになると、この協議会に出席している委員として申し訳ない気持ちになる。</p>

	もう少し広報の方法について、それ以外の手段がないのかということ、また、広く、皆さんからの意見が汲みとれるように広報していただきたいと考えます。
林課長	パブリックコメントは、市の現在の案をお示しして、ご意見をいただくというものでして、実際に料率の改定が決まりましたら、それ相当の期間を設けて、市民の皆様にも周知するようにいたします。
柏熊委員	では、とりあえずたたき台を作ると考えていいのですか。
林課長	そうですね。たたき台を作るためのご意見をいただくということです。
柏熊委員	このような流れでいくけれども、皆さん、どう思われますかという意見を集約するというのですか。
林課長	そういうことです。
柏熊委員	わかりました。
鷺山会長	柏熊委員のご質問は、このパブリックコメントは、広報や市のホームページだけではなく、他の媒体というか、他の方向でも広く伝わるような、皆さんがご覧になれるような、そういった形での周知ということをおっしゃっているのですよね。
柏熊委員	はい、そういった形を希望します。
林課長	市のホームページだけではなくて、広報ちょうしの1月1日号に閲覧場所を記載しており、閲覧場所としては、市役所の保険年金室、豊里・豊岡出張所、公正図書館、市民センターでございまして、そちらに資料関係が置いてあるので、それをご覧いただいて、ご意見を書いていただくということも考えております。
鷺山会長	よろしいでしょうか。
柏熊委員	はい。
鷺山会長	その他に、ご意見ございますでしょうか。
野口副会長	<p>今回、資産割を廃止することと、介護分の保険料率を改定することについて、議論は同時に行っているような話ですけれども、実際、資産割を廃止することと、介護分の料率を改定することは、私としては別個のものだと考えているんですね。</p> <p>今回、2つ同時に行っていて、一方で減少、もう一方で増加というように帳尻を合わせるようなイメージを持っているんですが、議論としては、別々に議論することが必要ではないかと思うんですね。</p> <p>パブリックコメントにおいても、なぜ資産割を廃止するのかということと、なぜ料率を変えるのかということについて議論していかないと、結局、資産割を廃止するから、料率を上げるという議論になっていますよね。本来、そのような議論ではないと私は思っています。</p> <p>あともう1つは、今回その40歳から64歳の料率が上がるということは負担が上がるということですね。結果的にですね、私は料率を上げるということは、致し方ないと思っているのですけれども、県の必要額に、なるべく一致させていくという、あるいは、50:50の基準に合わせていくという方向性に関して考えていると思うのですが、現状で、</p>

	<p>40歳から64歳というのはですね。事業をしている方もそうですし、給与所得者もそうですが、かなりいろいろな費用がかかるんですね。子育て世代、この一番お金がかかる世代に、この料率を上げて、負担をかけるのかということが議論されていないという気がしますね。</p> <p>つまり、今、コロナ禍で、あるいは、アフターコロナということも考えられますけれども、こういう状態で施策的には、子育て世代を応援しようということと逆行することが考えられる。</p> <p>そして、負担額が減っているところは、高齢者と39歳以下となっている、その辺が政策的に辻褄があっていない、そのような印象を持たざるを得ない。したがって、そういうことをですね、パブリックコメントの中で理由をしっかりと記載して、今、言ったような資産割がどうなのか、料率を変えるのを、なぜ、そうやって変えるのかについて、そして、今、なぜやらなくてはいけないかについて、このコロナ禍、アフターコロナの、あるいは政策的に子育て世代に負担をかけないという政策に、逆行する中でやるのかということを経由していただきたいと思います。</p>
小保方室長	<p>今、お話のありましたパブリックコメントですが、あまりページ数が多すぎてもと思ひまして、簡潔にまとめさせていただいておりますけれども、3ページの最下段からですね。保険料率見直しの目的ということで、記載させていただいておりますのですけれども、今回、資産割につきましては、先ほど説明させていただきましたが、固定資産税との二重課税になっているのか、低所得者でも、どうしても資産を持っていることが担税力がある、要は支払能力があるということに結びつかないものでありますので、また、市外の資産であれば同じだけの固定資産を持っていても、市外の固定資産には賦課されないといったこともありますので、資産割というのは、市としましても公平性の問題ということを経由視していた部分もありまして、なるべく早い段階で、これを廃止したいという思いは持っております。ただ、今まで国保会計がずっと赤字、累積赤字が解消できていない中で、保険料を引き下げるということに、なかなか踏み込めないでいたんですけれども、今回、赤字が解消されるという中で、思いきって資産割を廃止しようとするものです。</p> <p>この資産割の廃止という問題が1つと40歳から64歳という、まさに働き盛りの子育て、お子さんが中学、高校、大学と一番お金がかかる世代というのは、おっしゃるとおりではございますが、介護納付金というものが、もともと、独立した保険料としてかかるものなので、今まで、その全体の中で賄っていたので、ここ10年間ずっと据え置きでやってきてしまったのですけれども、本来は、介護納付金というものは、その年代の方たちが第2号の介護保険の被保険者として直接的に負担をするものということになりますので、その部分を明確にしまして、適正な保険料率に引き上げをさせていただくということで、逆に言いますと、これまで本来は、もっと負担していかななくてはならなかった部分を今まで負担をせずに、ここ何年も来てしまっていたという部分があります。</p>

	<p>じゃあ、なぜ今、コロナ禍でという答えにはなっておりませんが、もう少し明確に記述していただいた方が、わかりやすいと思うんですね。</p>
野口副会長	<p>パブリックコメントの中にも記載されていますが、もう少し明確に記載していただいた方が、わかりやすいと思うんですね。</p> <p>先ほど、私も話したように、必要額に応じて料率を上げていくというのは大事だと思います。応益、応能負担の割合を50：50ということで、それに近づけていくという、先ほどの市の方向性についても、理解はしているんですけども、この時期に、なぜやるんだということが全然書かれていない、まあ、書かれてはいるんですけどもポイントになっていないということで、その点をですね、明確に書く必要があるのではないのでしょうか。</p> <p>あともう1つ、資産割がですね、確かに今言ったような、ある程度、不公平感があるということですけども、資産割ができた経緯というものがあるんですね、最初の経緯ですね。それが機能しなくなったから、こうなっているということが、その辺りの説明も必要だと思います。最初、資産割が賦課されたのは、趣旨があったはずなんです。だから、そういったものを、ある程度、記載していただいた上で、今、現在、こういう不公平感があるという説明が必要ではないかと思います。</p> <p>またですね、今、言ったように方向性に関してですね、ある程度、50：50の基準を明確に示していった方がいいと思います。これからの方向性、つまり、これから料率を上げていくわけですから、方向性はこうなんだよということを市民に明確に示していくことが必要ではないかと思います。</p> <p>そうでないと、一方で増えて、一方で減ってというのが、なぜ私たちは増えて、もう一方で減っているんだよということ、まあ、大多数の方が減っているのだろうけれども、いずれにしても40歳から64歳の方は増えるのでしょうから、その辺に関して、不公平感があるという認識を持たれるのはどうかと思います。</p>
小保方室長	<p>資産割につきましては、その賦課を始めた経緯というのは、多分、国民健康保険制度が始まった当初から4方式ということで、当時は4方式で、医療分のみでスタートしています。介護とか後期高齢者支援金というものは、後付けで、平成に入ってから、平成12年度に介護保険制度が始まり、平成20年度に後期高齢者医療制度が始まるという中で、そういった新たな負担が増えた形になるんですが、国民健康保険制度、昭和36年に制度を開始した時には、多分、全国の自治体で4方式を採用していたんだと思います。どの方式にしないというのは、国の方では決めておりませんが、自治体ごとに選んでいいことになっております。この4つのうち、その応能にあたる所得割、資産割と応益にあたる平等割、均等割、このうち、必ず両方は必要だけでも、その中で、この4種類を全て必ず賦課しないというわけではなかったもので、そこから各自治</p>

	<p>体で選んで、多くの自治体が、当時は4方式を採用していたように認識しております。</p> <p>そして、段々とその4方式が減っていった、今、3方式、2方式という自治体が増えているという中で、特に都市部では、資産割、資産が高い固定資産が非常に高額という影響もあるかもしれませんが、都市部では、ほぼ、資産割を賦課する自治体はなくなってきているという状況で、どこの自治体も、今、資産割を新たに廃止するような自治体に関しましては、先ほど説明させていただいたような理由を廃止の原因といたしまして、廃止を提案しているところが多いように認識しております。</p> <p>銚子市においても、昔は資産を持っている、畑、田、いろいろある地主ですとか、そういった方を想定して開始した制度であり、今、給与所得者の方も国民健康保険に加入しているという状況の中で、なかなか、その点がそぐわなくなってきてしまったと思います。</p> <p>本来、給与所得者の方の多くは、健康保険、社会保険の方に加入されておりますので、そういったところでは、もちろん資産割というものは存在しておりませんので、あくまで、お給料、給与収入に応じた割合という形での負担ということになりますので、給与所得者の方が増えれば増えるほど、ミスマッチというか、制度間の相違が顕在化してくるのかなと思っております。</p> <p>農家のように、土地が資産を生むという場合もありますけれども、そうでない加入者の方にとっては、ただ住む家に対して固定資産税を払って、また、別のところで、資産割ということで不公平感というものがあるのかなと思っております。明確に過去からの推移というのは、はっきりわからないということもありますので申し訳ございませんが、全体の状況を勘案して、資産割を廃止というような方向性を示しているという形でございます。</p> <p>あと、介護保険制度、高齢者医療制度の仕組みにつきましては、パブリックコメント1ページの方で、こういった制度があって介護保険制度については、第2号の被保険者として、直接、40歳から64歳までの方が保険料を負担するものであって、あくまでも国民健康保険の私たちの役割としては、保険料をその方たちから集めてきて納める、全国的なプール制の中で、これだけを銚子市の国民健康保険で集めてくださいといわれたものを集めて、それを納めるという形ですので、本来、その方たちがきちんと負担していただくというのが制度の趣旨に沿った運用になるということで、1ページの方にその仕組みをご説明させていただいて、資料の4、5、6あたりが、その辺の簡単な説明という構成になっています。</p>
野口副会長	<p>先ほども申し上げたとおり、私は料率を上げることは反対していませんし、ただ、なぜ上げるのか、それは、今、言ったように応能、応益の50:50の基準で適用させて、県の必要額に近づけるんだという大前提ですよね、それに向けてやるんだと。今回は、それをやりたいけれども、やってしまうと激増してしまうので、途中にしているんだと。だ</p>

	<p>から、今後、その基準に近づけるんだという風にですね、市としてパブリックコメントじゃないですけど、市民に対して、そういう風に言わないとですね。今、言ったように、資産割を廃止したから、これを上げるという風に理解されると、これはいけないことだと思う。ですから、先ほどから、お話ししているように資産割については、こういうデータがあるので廃止する、料率については、県の必要額に応じて、50:50の基準に近づけていきます。今回は激増は無理なので、財政的な問題もあるから、途中の段階まで上げるんですよということで理由付けをするのであれば、私も理解できるんだけど、なんかそこら辺が中途半端に書かれているので、よくわからないというのが、私の考えですね。</p>
間山委員	<p>資産割と保険料率を別々に考えた方がいいのではないかというお話ですよ。</p>
野口副会長	<p>問題が別々ということですよ。</p>
間山委員	<p>問題が別々ということなんですけれども、中身として何か連動することはないのですか。全く別に、例えば、これを今年20%のままで、来年になって、また、20%をやめるのは来年やりましょうということができるのですか。</p>
小保方室長	<p>これは、問題としては、全く別のものですので、今回、10年振りの見直しなので、とりあえず長年の懸案事項になっている2つをまず解決しようということで2つを同時に提案させていただいているのですが、この2つは野口副会長がおっしゃるとおり別の問題ですので、それぞれ切り分けて考えることは可能です。ただ、介護分だけを先行して引き上げを実施する場合には、資産割は、そのまま賦課されますので、保険料としましては、だいぶ上振れしますので、その分として他の料率、医療分、後期分を引き下げるとか、そういったことをしないと、来年の収支が大幅な黒字になると思われまして、過剰にいただくことになってしまうこともありますので、今回、同時にやったとしても、下がるのと上がるので、数字がいい具合の数字になったというところで、本来、これがちょうどよくなければ、その他の部分も併せて見直しをする必要が生じたことになるのですが、今回は、近い数字で対応ができたということです。</p>
間山委員	<p>だから、そうであるなら分けるのではなくて、やっぱりある程度、間接的かわかりませんが、やっぱり影響があると思うんですよ。連動はしているわけではないんだけど、値上げの分を緩和するような、そういうものには使えるということですよ。そういう目的としては、一緒にやった方がよければ私はいいと思うんですよ。</p>
野口副会長	<p>先ほどの話の中で、50:50の基準というのがメインなんですよ。結局、応能と応益を50:50に、さらに県の必要額に近づけていくというのが、最大の目標ということですよ。その基準が一番のポイントであって、それに今回、資産割を廃止して、その基準に近づけていくという風にしないとですね、おかしくなってしまうのではないかと。時の政策に応じて、収入をいじってしまうことになるのではないかと、これは、大変よくないことではないかと。基準があって、そこに近づけてい</p>

	<p>く、目標にしていくというようにしていかないと、収入は、その時によって上げたり下げたりするような話になってしまう。その辺を今回、議論の中でやるべきではないかと私は思います。もちろん、今言ったように資産割を廃止することで、結果的には応能と応益が50：50の基準に近づいていくのであれば、それは良しとしなければならない。</p> <p>そうじゃないと、取られる側も理解できないと思うんです。自分たちが負担すべきものが、今まで足りなかったから、今回増えるんだと、だから、なぜ増えるんですかという応益と応能の負担が50：50の基準があつて、これに応じて保険料を徴収していきますという流れでもっていかないと、その時の政策に応じて、足りないので、こっちから持ってくる、料率を上げるでは、おかしい話だと思うんです。</p>
小保方室長	<p>応能応益負担の50：50の基準につきましては、例えば、医療分は、今回、資産割を廃止することによって、今まで、応能割が多かったものが50：50に近づいたことは事実です。</p> <p>当初の保険料率で計算すると、応能と応益負担は53.7：46.3であったものが資産割を廃止した計算でいきますと、応能が51.32、応益が48.68に、50：50に近づいた形になっているのかなというのは、実際に私もそう思っています。</p> <p>ただ、これは賦課してみないと、つまり所得が変わってしまうと変わるのので、あくまで試算の段階でということ、そういうような近づいた状態で作れているということと、介護納付金の引き上げにつきましても、今回、ご提案させていただいた部分でいきますと、応能割が50.98、応益割が49.02という非常に50：50に近いバランスになっています。</p> <p>ただし、後期の支援金につきましては、今、バランスが悪いので、そこにつきましてはできれば、次回の改定の際に、医療分も含めて、全体を見直す中で、医療分、後期分も50：50に近づけていくというような形をできればと考えております。</p> <p>それとは別に、医療分、後期分、介護分それぞれの必要額を集めるという部分が、今回の改定で最大の目的になってくるんですが、それにつきましては、医療分、後期分というのは、医療費に要する部分ということで、共通の対象者、全ての被保険者が対象となって保険料を納めていただくので、そこについては、この2つを合算して必要額を確保できればという形で、介護分については、対象者が限定的ですので、その方たちの、きちんとした保険料を納めていただくというような形で、試算もして、どうにか必要額も確保できるという数字をお示しさせていただいて、一応、パブリックコメントにも、そういった内容で記載はさせていただいているんですけれども、ちょっと表現が弱いということですかね。たぶん目指すところとか、ご指摘いただいていることと考え方は、同じ方向を向いているのかなと思っております。ご意見をいただいて、そのように感じております。</p>
野口副会長	そうですね。

鷺山会長	他に、ご意見ございますでしょうか。
植村委員	<p>私、前回から参加させていただき、お話を聞かせていただいているのですけれども、正直、やっぱり今、副会長もおっしゃられたとおり、資産割を廃止した分を介護保険から補うんだというような形になっている。</p> <p>私は、企業健保でやっぴり、基本的に、ここでいう医療保険、われわれ、一般保険と呼びますけれども、それと介護保険というのは、全く別物ですよ。それが混在しているから、すごくわかりづらい。一般保険で、医療とかが足らなければ、われわれ企業保険は、一般保険料を上げるし、介護で介護納付金が足りなければ、介護保険料を上げるといような手段を取るんですけれども、今、ちょっと思ったのは、この資産割を廃止することによって医療と介護を別に分けた場合に、資産割をやめて、要は、医療保険料が減ると思うんですが、結局、医療分は賄えるんですかね。</p>
小保方室長	はい、医療分と後期分の合算で十分に賄えます。
植村委員	<p>そうですね。ということは、介護納付金を賄うために介護保険料を上げなくてはならないということですよ。そういう風に説明した方がわかりやすいですよ。</p> <p>われわれ、やっぱり、企業の中で説明すると、そういう説明が、従業員が一番納得しますよね。もう納付金を納める額が足りないから、40歳から64歳の方は、これは法令で決まっていることだから、しょうがないと。その部分について、とりあえず、一応、コントロールできないところがあるから、これは、ちょっと我慢してくれといような部分をとりあえず、お話をして、みんなに承諾してもらおうという段取りを取る。今回、私も質問させていただいた部分の中で、何か、そういう風に聞こえたので。</p> <p>だから、これは、一緒にしてしまうとちょっとわかりにくい。医療保険というのは、保険に入っている人全員が負担する。介護というのは、40歳から64歳という部分で負担する。やっぱり中身が全く違うので、その辺のところは、ちょっと分けて説明しないと、多分わからないと思います。</p> <p>資産割を下げる、これは下げても医療分は賄えますので、これは下げる、だけど、介護分については、これだけ上がってしまうので、すみませんが対象になる人は負担してくださいといような感じで持っていくべきではないかと思えます。</p>
林課長	<p>この資料のパブリックコメント案の中に、だいたい4ページあたりに記載してあるのですが、おっしゃるとおり、一般の方には難しいかと思えますので、ここのところは考えてみたいと思えます。</p> <p>社会保険の制度は、急激に複雑になってしまっているというのはあると思うんですけれども、特に介護保険制度が発足して以降は、社会保険、社会保障制度を全部理解できる人は、誰もいないと言われるくらい、複雑になってしまっている現状がある中で、一般の方々にも、わかりやす</p>

	<p>いような表現に努めているつもりですが、そうすると、資料等も膨大なものになってしまいますので、いただいた意見は受け止めまして、できるだけ、市民の方にもわかりやすいような表現に変えていこうと思います。</p>
小保方室長	<p>今、おっしゃっていただいた内容について、2ページの保険料の現状というところで、結果として医療分の不足を介護分で賄うという状況であると、表の2で医療分と後期分の合算で剰余が生じて、介護分が不足しているのをお示ししており、この次の保険料率見直しの目的のところが、2つセットで説明をしておりますので、この辺を2つに分離して、資産割の廃止と介護納付金の引き上げということを、もう少し明確にわかるように説明を完全に分けて、分離をした形で、それぞれに対する説明をするような形の方が、今、ご意見いただいて、この方がよろしいのかなと、そこは早急にパブリックコメント実施までの間に修正を加えさせていただきたいと思います、ありがとうございます。</p>
野口副会長	<p>例えば、4ページの一番上からの、今回廃止しようとする資産割については、二重課税だと、資産割廃止による保険料の影響額は7,000万円であり、これを廃止した場合であっても、医療等分の保険料は確保できる見込みですと連動させていますよね。</p>
小保方室長	<p>ここは、医療等分として、現在、資産割を賦課した状態で約1億円の剰余が生じておりますので、そこで、7,000万円の資産割がマイナスになったとしても、医療等分だけで3,000万円程度の剰余が見込めますということです。</p> <p>一方で、介護分につきましては、純粋に8,000万円くらいの不足がありましたので、その部分は、引き上げをしなければいけない。なので、表2と連動させながら、資産割のことに介護分のことを分けて、もう少し説明させていただくような形に修正したいと思います。</p>
鷺山会長	<p>このパブリックコメントの説明は、市のホームページに掲載するとか、広報に掲載するとのことですが、資料は、どのように載せるのか。</p>
小保方室長	<p>広報はパブリックコメントを実施しますということで、資料は、ホームページの他に、市役所とか出先機関でご覧いただけますということを案内しています。広報には、資料を掲載していないので、今から、大急ぎで修正しまして、27日にホームページで掲載する内容については、修正したものをアップロードいたします。</p>
鷺山会長	<p>資料3ページの表2で千葉県が示した令和3年度保険料必要額と保険料相当額とありますが、ここで医療分で約1億8,000万円、それから後期分で約7,700万円のマイナスで、医療等分で約1億円の剰余がある。介護分で7,900万円の不足が生じますよと。ここから資産割を引きますと、資産割が7,000万円なので、そうしますと、金額があってくるんですよね。要するに、やっていける、赤字がないといったような、そういった形に見えるんですけれどもね。ですから、この辺のところをうまく説明がつくと、わかりやすいと思いますね。</p> <p>また、来年の3月に国保の赤字分、これを一般会計からの法定外繰入</p>

	<p>れで解消すると、そうしますと国保では赤字ではなくなるということですね。保険料の見直しをする中で、資産割を廃止し、介護分を引き上げるという二本立てなんです、欲をいえば、この際ですから、他の後期分とかを辻褄があうような形で、本来やるべきだと思うんですが、複雑にもなるし、期間的にもなかなか難しい。タイトな日程の中で、見直しの趣旨、内容について、市民の皆さんにわかりやすい説明をしていただく。</p>
小保方室長	<p>今回、一般会計からの法定外繰入れという部分については、国保の財政計画、平成30年度から令和4年度の5か年の計画の中では、毎年度繰入れをすることになっておりましたが、一般会計が苦しいということで見送ってきてしまって、まだ一度もいただけてはなかった中で、徐々に繰上充用が減ってきて、国保特会の今年度収支も改善、単年度収支が黒字になるということで、保険料の見直しをするにあたりまして、借金を持ったままスタートするのではなくて、ここで一度、法定外で入れていただいて精算をして、新たな保険料率を決めていけたらということで、今回、もちろん、まだ確定ではございませんけれども、そういった予算要求をできるようになりましたので、まず、これでやって実際に国民健康保険料は、どうしても前年の収入、所得によって左右されることが大きいので、この料率に決定いたしましても、賦課してみましたら足りるのか、たくさん余るのかは、当初賦課の7月になってみないと判然としないところが大きいので、なんとも申し上げにくいんですけども、一定程度の余裕を持って、新年度の保険料率を決定できるような状況に、やっとなってきましたので、ぜひ、10年間据置きだったものですので、ここで見直しを進めさせていただきたいということでもあります。</p>
鷺山会長	<p>皆さんの、ご努力のおかげで、ここ数年、単年度収支が黒字、収支がすごく改善されてきています。国保新聞を見ますと、他の市町村では、非常に厳しい状況で一般会計から繰入れが非常に多いと見ております。</p> <p>先ほど、ちょっと疑問なんです、野口副会長からも話がありましたとおり、資産割は千葉県内で銚子市1市のみとなっています。他の市町村で、資産割を廃止した際に、当然、保険料を引き下げているわけですから、やはり他の保険料を引き上げとか、あるいは、一般会計からの繰入れといった措置をしているのかという状況はわかりますか。</p>
小保方室長	<p>平成30年度に国保が広域化をされました。その際に、公費負担が増えましたので、それぞれの自治体で保険料率を引き下げることが可能になった。銚子市は引き下げをせずに、それを赤字解消の財源に、今まで、ずっと充ててきたというところなんですけれども、資産割が、それまであった自治体においては、資産割を廃止して、その引き下げの部分を資産割の廃止に充てるといった形で、改定したところも多くございます。例えば、近隣ですと、旭市、匝瑳市、香取市、東庄町ですが、その辺は資産割を廃止、そして、その他の保険料は、そのまま据置きというような形で、実際には、令和元年あたりで資産割がなくなっているというような状況です。</p>

鷺山会長	公費負担というのは、国の負担割合が増えたんですか。
小保方室長	そうですね、公費の負担が増えました。なので、本来であれば、市町村国保の財源は、この段階から少しゆとりができて、保険料率を多少なり引き下げが可能になったと。銚子市の場合は、引き下げずに赤字がありましたので、累積赤字の解消のために据置きにしていました。他の自治体は、その引き下げが可能な部分で、資産割を廃止したりですとか、純粋に他の料率を引き下げた自治体もございますし、逆に一般会計から多額の法定外繰入れを以前からもらっていたようなところは、当然据置きにしたりですとか、自治体ごとの状況で見直しをしたりしなかったりということがございます。
林課長	近隣では、神崎町が資産割を廃止する2年前に医療分のところを上げているという状況です。
鷺山会長	他に、ご意見、ご質問等ありますでしょうか。
大野委員	医療費の財源に対して、当然、医療費の支出という問題があると思うんですけども、今、この新型コロナの時期に、多分、医療機関、歯科医師、薬剤師の関係も従来より多少増えたかもしれませんけれども、2割、3割は、その医療費の請求も減っていると思います。それは、今後、どのような経過に、新型コロナウイルスの経過が、まだ未確定ですが、今後、多少増えていくとしたら、今の医療費の支出は、当然増えると思うんですけども、その辺りは計算に入っていますか。
小保方室長	<p>そういった先が、なかなか見通せない状況ということもありますので、今まで、10年間据置きというのがあるんですけども、できれば、今後は、こまめに見直しをして、その時々きちんと臨機応変に対応していく。そうでないと、5年、10年という先を見てしまうと、よほど多めにとか、安心を担保するために少し料率を高めに設定をしてとか、そういう形にならざるを得なくなってしまうので、今回は、一定程度の余裕を見ているんですが、それほどの大きな余裕というのは見ておりません。</p> <p>給付に要する経費については、県が全額、交付金として交付する形になっておりますので、単年度で見た時に給付費用が不足するということは、起こらない状況になっておりますので、こういった中で、こまめに見直しをやっていきたいと思っております。</p>
大野委員	もう1つお尋ねしたいんですけども、これだけ新型コロナの予防接種とか大変な事業が市として実施しておりますけれども、市の国民健康保険事業に対しては、それらの事業に対して持ち出しはないのですか、全て国が費用負担しているのですか。
小保方室長	そうですね。ワクチン接種関係は、健康づくり課が主体となって実施しておりますが、全額、国から交付金が交付されております。
大野委員	市の国民健康保険事業には影響がないということですね。
小保方室長	そのとおりです。
大野委員	ありがとうございました。

<p>鷺山会長</p>	<p>その他、ご意見等ございますか。 意見もないようですので、以上で銚子市国民健康保険条例の改正についての質疑を終わります。 その他、委員の皆様から何かございますか。 これ以外の件でも結構ですので、何かありましたら、ご発言をお願いいたします。 ご意見等ないようなので、これもちまして、本日の協議会を終了いたします。 諮問に対しまして、次の会議で答申ということになります。今日、皆さんから、いろいろな意見がありました。非常に難しい判断になると思いますが、次回までに整理をしていただきますよう、よろしくお願いたします。 本日は、議事運営にご協力いただきまして、ありがとうございました。</p>
<p>事務局 (渡邊主査)</p>	<p>鷺山会長、議事進行ありがとうございました。 以上もちまして、令和3年度第3回銚子市国民健康保険事業の運営に関する協議会を閉会いたします。 本日は、お忙しいところ、ありがとうございました。</p>

令和 年 月 日

会 長

署名委員

署名委員